落札者決定基準

健康長寿医科学センター開設準備室企画課

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、安い価格で入札した事業者を選出するのではなく、技術力、性能、機能等の提案内容を合わせて総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」を採用する。この方式により、 業者間の競争が働き、法人にとって最も有利な事業者を落札者とすることができる。

評価にあたっては、公立大学法人大阪が定める「総合評価一般競争入札にかかる提案審査委員会」 (以下、「提案審査委員会」という。)において落札者決定基準を定め、それに基づいて提案者を評価し、 総合評価点の最も高い者を落札者とする。

2 評価の内容

(1) 技術の評価

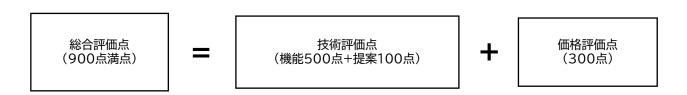
「機能の評価」と「提案の評価」を合わせて技術評価点とする。

- ・ 「機能の評価」・・・「様式 2.1 システム機能に対する要求事項の回答書」(400 点) 「様式 2.2 業務委託内容への加点項目の回答書」(100 点)
- 「提案の評価」・・・「資料 2-3 プレゼン評価項目」(100 点)

(2) 価格の評価

「価格の評価」(300点)は、入札書に記載の金額に対する評価。

- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
 - ① 「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数(総合評価点数)が最も高い者を落札者とする。



※「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

② 最高得点者が2者以上ある場合

- ア 技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 技術評価点、価格評価点ともに同点の場合は、「様式 2.1 システム機能に対する要求事項 の回答書」の C 回答の数が少ない者を落札者とする。
- ウ 技術評価点、価格評価点が同点かつ「様式 2.1 システム機能に対する要求事項の回答書」

- のC回答の数が同じ場合は、入札書記載金額の低い者を落札者とする。
- エ 技術評価点、価格評価点が同点かつ「様式 2.1 システム機能に対する要求事項の回答書」 の C 回答の数が同じで、入札書記載金額も同額の場合は、くじで落札者を決定する。

3 技術評価点

- (1) 機能の評価
 - ① 評価点の考え方

表 1 様式 2.1 システム機能に対する要求事項の回答書

回答	評価点	評 価
Α	4点	入札金額の範囲内で対応可能
В	2点	入札金額の範囲内で代替案の提示が可能 A では対応できないが、他施設での事例を基に、実現が可能な運用案を提示できる。 具体的な代替運用方法を「対応方法」の欄に記載すること。 ※別紙での添付も可
С	0点	対応不可 A・B のいずれの方法でも対応できない場合。 (提案がない又は記載がない場合は C とみなす。)

表 2 様式 2.2 業務委託内容への加点項目の回答書

回答	評価点	評 価
Α	4点	対応可能
		技術的、法的、運用的に実現可能な場合。
В	2点	一部対応可能かもしくは追加費用で対応が可能
		上記の場合は「対応方法」欄に具体的に記載すること。
		追加費用が発生する場合には金額を記載すること。
С	0点	対応不可
		A・B のいずれの方法でも対応できない場合。
		(提案がない又は記載がない場合は C とみなす。)

- ・ 「様式 2.1 システム機能に対する要求事項の回答書」及び「資料 2-4 プレゼン採点表」の合計点の 6 割未満は失格とする。
- 回答内容については、ヒアリングを求める場合がある。

② 機能評価点の計算

「様式 2.1 システム機能に対する要求事項の回答書」(400点)

「様式 2.2 業務委託内容への加点項目の回答書」(100 点)

A 回答項目数×4+ B 回答項目数×2+C 回答項目数×0

(2) 提案の評価

① 評価方法

提案内容の評価は、企画提案書の内容及び別途実施されるプレゼンテーションの内容に基づき、提案審査委員会の委員が評価する。

- ② 評価点の考え方
 - ・ 委員は、「資料 2-4 プレゼン採点表」を参考に、評価を行う。
 - 評価項目の採点はA20点、B15点、C10点、D5点の4段階で評価する。
- ③ 提案評価点の計算

4 価格評価点

- 評価方法
 入札書記載金額に応じて点数化する。
- ② 価格評価点の計算

価格評価点=300 点×
$$\left(1-\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$$
 ※税抜